

国民健康保険(国保)からのお知らせ

●新しい資格確認書の送付

7月中旬に新しい「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を送付します。

8月1日以降は、新しいものを医療機関等へご提示ください。

なお、70歳未満の方には、新しい資格情報のお知らせは交付されません。すでに交付されたものを引き続きご使用ください。

●健康保険が変わったら届出を!

就職や転出などで健康保険が変わる場合は、国保の喪失手続きが必要で、手続きを行わないと、二重に保険料(税)がかかります。また、世帯主の変更や住所変更の際も手続きが必要です。国保に加入する世帯全員の資格確認書等をご用意ください。

◆問い合わせ先

健康推進課 医療年金係
☎85-2137

マル福のお知らせ

マル福(福祉医療制度)とは、心身の健康の保持と生活の安定を図るため、医療費の自己負担分を助成する制度です。

●適用範囲

年齢・要件	所得制限
子ども 0歳から18歳に達した最初の3月31日までの児童	なし
ひとり親家庭 母子・父子家庭の児童、父母のいない児童 (18歳に達した最初の3月31日まで)	あり
高齢身体障がい者 65歳以上で身体障がい者手帳4～6級の所持者	あり
重度心身障がい(児)者 身体障がい者手帳1～3級の所持者、療育手帳Aの所持者 精神障がい者手帳1級と自立支援医療受給者証の所持者	なし (社会保険本人の場合のみあり)

●新しい受給者証を送付します

対象者には、7月下旬に新しい受給者証を送付します。8月1日以降は、新しい受給者証をご提示ください。

●新規申請

はじめて受給の対象となる方は手続きが必要です。

【必要なもの】

- ・資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナ保険証のいずれか
- ・障がい者手帳など

●各種届出

次のようなときは、忘れずに手続きしてください。

- ・健康保険が変わったとき
- ・住所、氏名を変更したとき
- 学校管理下でのケガには、マル福を使用しないでください

学校管理下(スポ少活動を除く)でのケガや病気で医療費が5千円以上の場合、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度をご利用いただけます。

病院にかかる際は「学校管理下でのケガ・病気です」とお伝えください。

◆問い合わせ先

健康推進課 医療年金係
☎85-2137

納期限のお知らせ

◎国民健康保険税(1期)

◎固定資産税(2期)

7月31日(金)が

納期限です

役場各納付窓口、地方税統一QRコード対応の金融機関、JA、郵便局、コンビニのほか、スマホ決済がご利用できます。

納め忘れを防ぐには、口座振替がおすすです。

広告

安心できる地元の工務店
夏涼しく 冬暖か

小さな家から大きな家まで造ります

一般建築(設計・施工) 新築・リフォーム・修理

後藤工務店

秋田県知事許可
(般-7)第80204号

秋田県山本郡三種町森岳字森谷地136-1 代表 後藤正春
TEL 0185-83-3033 FAX 0185-83-3045

広告

俺の姿を見てくれ

誰も俺の存在には気づかないが

今日俺はじっと頑張っている。そう、俺は「境界」。

行き交う人々の姿を見ながら、人様の権利をしっかりと見守る

暑かろうが寒かろうが、与えられたポジションから

「絶対に離れない」こと。「決して動かない」こと。

それが俺の使命。

境界杭は近隣との「和」の証

土地家屋調査士

コニシ登記測量事務所

〒016-0862 秋田県能代市寿城長根48番地181 電話 0185-74-9027 FAX 0185-74-9029